

# 平成25年度第2回逗子市都市計画審議会

## 会 議 録

平成26年1月24日開催

## 平成25年度第2回逗子市都市計画審議会会議録

日時：平成26年1月24日（水）

9時30分～11時30分

場所：市役所5階 第7会議室

出席	星野芳久 会長	苦瀬博仁 会長職務代理者
	一ノ瀬友博 委員	鈴木伸治 委員
	近藤大輔 //	長島有里 //
	松本寛 //	岡本勇 //
	青木満雄 //	佐藤紘一 //
	臼井泉 //	井畔瑞人 //
	佐藤英夫 //	龍村峻 //

欠席 鈴木 仁 委員

事務局 上石環境都市部長 森川環境都市部次長兼環境管理課長  
環境管理課 米山副主幹 加藤主事  
まちづくり課 西之原課長 青柳副主幹 三澤主任

傍聴者 なし

【森川次長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成25年度第2回逗子市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日、欠席の連絡をいただいているのは、神奈川県横須賀土木事務所長の鈴木委員お1人でございます。近藤委員につきましては、間もなくお見えになるかと思えます。定数15名中、近藤委員を入れますと14名でございますので、過半数を超えておりますことから、逗子市都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。

次に、本日諮問させていただきます事項を所管するまちづくり課の職員が出席しておりますので、紹介をさせていただきます。まず、まちづくり課長の西之原でございます。続きまして青柳副主幹です。続きまして三澤主任です。よろしくお願いいたします。

次に、会議に入ります前に皆様にお願いがございます。事務局で会議録を反訳する際、委員の皆様の声が重なりますと反訳するのに支障がございますので、発言に当たりましては挙手をいただきまして、会長より指名させていただいた後、発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、次に配付資料の確認をいたしますので、よろしくお願いいたします。

【米山副主幹】 それでは、本日の議事に必要な書類の確認をさせていただきます。まず、事前に送付いたしました資料でございますけれども、まず会議次第です。そして資料としまして右側にインデックスをつけさせていただいております資料がございます。1としまして逗子市景観計画、厚いものになっております。そして、2といたしまして景観重要公共施設の検討経緯、そして3といたしまして景観重要公共施設の指定スケジュール表、そして4といたしまして第5章景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準、そして5といたしまして位置図になっております。そして、6といたしまして景観重要公共施設の協議フロー図があります。そして7といたしまして手続対象行為一覧、そして8が本日のパワーポイントのコピーということになっております。配付漏れ等はございませんでしょうか。皆さんお持ちでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

【森川次長】 それでは議事に入りたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

【星野会長】 それでは、次第に従って議事を進行していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題の（1）景観重要公共施設の整備方針及び許可基準についてでございますが、諮

間があるということですので、それを受けたいと思います。

【森川次長】 それでは、諮問書を提出させていただきます。本来市長から諮問させていただくところですが、本日、大変申しわけありませんけれども、所用によりまして欠席ということになりますので、部長より提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

【上石部長】 逗子市都市計画審議会会長 星野芳久様。都市計画に関する事項について（諮問）。次のことについて、景観法第9条の規定により、貴審議会の意見を求めます。諮問事項、景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準について。2014（平成26年）1月24日、逗子市長 平井竜一。よろしくお願いいたします。

【星野会長】 謹んでお受けします。ただいま諮問書をお受けしました。内容につきましては、皆様お聞き取りいただいたとおりです。

それでは審議を始めたいと思います。議題の1、景観重要公共施設の整備方針及び許可基準についてでございますが、事務局から説明を受けたいと思います。

【米山副主幹】 それでは座って説明させていただきます。担当課より内容の説明をさせていただく前に、事務局より今回諮問させていただいた件につきまして、若干説明をさせていただきます。

まず、景観計画というものがございまして、資料でインデックス1のところについているものですが、この中の17ページ、景観重要公共施設に関する事項、第5章というところなのですが、こちらについて今回変更するという事で諮問をさせていただいております。景観計画につきましては、景観法第2条に規定をしております、景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画を定めることとするということになっております。本市では平成18年に景観行政団体となっておりますので、規定の手續に従って策定をしております。この手續につきまして、景観法第9条では、景観行政団体は景観計画策定または変更をしようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定をされております。本市の場合、市域全体が都市計画区域となっております。今回の景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準につきまして、景観計画の変更ということになりますので、都市計画審議会の意見を聞くことになり、ただいま諮問をさせていただいたということでございます。

なお、本案件は、都市計画審議会の議決事項ではなく、都市計画の観点から、本計画に対しまして貴審議会から意見をいただくものでございます。そのほか、景観計画策定または変更の

際には、逗子市景観条例におきまして逗子市景観審議会の意見を聞かなければならないとされております。この景観審議会につきましては、既に昨年開催をいたしまして、本計画案に対する審議は終わっているところでございます。本日は大変限られた時間ではございますけれども、この会議をもって本計画案に対する審議を終えて、答申書をまとめさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御理解、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、担当課より内容について説明をさせていただきます。

【三澤主任】 では、私、まちづくり課の三澤が説明させていただきます。パワーポイント、お手元の資料を用いながら、30分ぐらいかけて御説明したいと思いますので、よろしくお願います。すいません、座って説明させていただきます。

景観法に基づく景観重要公共施設の整備、占用基準を定めるということで、今、米山のほうから説明があったとおり、本市は平成18年に、資料1の景観計画というものを定めまして、これを運用してきているわけなのですが、この中の緑色の付箋がある17ページですね、景観重要公共施設の指定方針という、この1ページを書きかえるというイメージで御議論いただければと思っております。

まず、この景観重要公共施設とはというところなのですが、このパワーポイントを見ていただくと、景観重要公共施設、景観法第8条第2項というものがあまして、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観を形成する重要なものを指定することなので、ここで言っている公共施設というのは、市役所だとか公民館だとか、建物のことを言っているのではなくて、主に道路ですとか河川ですとか、そういったところを公共施設と言っております。これを指定すること、指定して整備あるいは占用許可基準を定めることによって、効果としましては国や県また民間が整備、占用する事業であっても、逗子らしい基準によって整備されるという効果があります。この景観計画17ページは、指定方針となっております、今までの景観計画では、指定の方針にとどまっていたということで、具体的な整備基準がなかったということです。これを今回、具体的な場所、整備基準を決めて、運用していきましょうというのが今回の趣旨ということになっております。この17ページを見ていただくと、指定方針となっております、主に道路、河川、橋梁、海というのが挙げられていて、右側の表の指定候補というところを見ていただくと、かなりの施設が羅列されております。国道134号線、シンボルロード、横須賀逗子線、ハイランド桜道等々、あと川に関しては田越川、久木川、橋梁、渚橋、富士見橋と。海については逗子海岸、小坪漁港と挙げられていますけれ

ども、これは一応候補として挙げていたものなので、これをある程度整理して指定していくということになります。具体的に指定した施設としましては、国道134号線と、及び逗子海岸、森戸海岸線。これはずっと、海沿いの道路ですね、海沿いの道路と逗子海岸、あと逗子市役所から海まで通ずるシンボルロードと呼ばれる道、それと逗子駅周辺地区の商店街路と書いてありますが、これはいわゆる駅前地区の商店街の主要道路のところ。あと川に関しましては、田越川・池子川の二級河川、準用河川区域という形になっております。川に関しましては、景観法で、河川法による河川、いわゆる法河川ですとか法道路についてのみ指定できることになっておりますので、ほかにも川はあるんですが、一応法的に指定できるものは田越川と池子川の二級河川と準用河川区域しかないということになりますので、逗子市で指定できる川に関してはすべて指定されているという状況になっております。

細かい基準は、パワーポイントを用いながら説明していきますが、先にスケジュール的などころを説明したいと思いますので、資料2を見ていただきたいと思います。資料2の中に、景観重要公共施設の検討経緯というものが出ておりまして、これは今までこの景観重要公共施設を決めるに当たってやってきた項目が書いてあります。平成24年3月21日、一番上のところに行きますと、景観審議会ですべてをやっていこうということを決めまして、そこから他市の事例調査を行いまして、アンケート等も行ってきました。その後、景観審議会にまた進捗状況を報告して、また市長・副市長とともにまち歩き等をして、整備基準を検討してきたり、色彩の専門家と一緒に現況の施設の色彩調査をしてきたりして、基準をつくってきました。あるいは、庁内説明会等、関係所管に説明をしたり、主に今回指定する部分が県道ですとか県が管理するものがかなり多いので、当然県との調整も必要になってきますので、神奈川県と調整会議を開いたり、あるいは近隣市町との整合性を図るために、横須賀市ですとか三浦市、葉山町と集まって会合を持ってこの状況を確認したり、いろいろやってきました。当然事業者、東京電力さんですとかNTTさんが設置する電柱ですとか、そういったものも対象になってきますので、そういったところの事業者説明会等々を開催してきた経緯があります。また、警察が整備する信号機ですとか、そういったものも対象になってきますので、神奈川県警、警察本部への説明、逗子警察署への説明等もさせていただいております。

大体整備基準が定まったところで、20番の9月2日から10月1日にパブリックコメントを1カ月行いまして、これは2件ほど上がってきませんが、そういったものをやりました。10月16日に協議書を提出して、神奈川県への景観計画の変更の協議書を提出したと。12月9日に景観審

議会に諮問して、今回が1月24日で都市計画審議会に諮問させていただくと、大まかなスケジュールはこんな形になっております。

資料3を見ていただきますと、こちらは公的なスケジュール表になっておりまして、主に神奈川県が主となっておりますので、神奈川県のご同意が必要になります。いわゆる公共施設管理者が神奈川県になるのですが、県とのやりとりのものが載ってしまっていて、現在のスケジュールは、かなり下のほうになります。2014年1月というところまでできているんですが、ここに一番右にいただくと、都市計画審議会への法第9条第2項の意見聴取というところまでできているということですが、一応神奈川県とのやりとりの中で、法第9条第4項のご同意、この基準でよろしいですかというところのご同意までは今こぎつけている状況ということになっておりますので、この都市計画審議会でご諮って大体おおむねよいという言葉がいただければ、この後、景観計画の告示、縦覧をして、景観計画を改正して、周知等を行いまして、今年の4月から運用を開始していきたいといったスケジュールになっております。

具体的に検討してきた経緯ですが、また資料2の裏に戻っていただきまして、これが主な検討結果です。一つ一つちょっと大事なところなので読み上げていきたいと思うんですが、指定候補施設のうち整備・管理行為などを通してさらなる景観の向上が期待される逗子海岸、国道134号線及び周辺道路、逗子駅周辺地区の各商店街通り、田越川・池子川を景観重要公共施設とし、主として市の管理施設で既に景観協議を行っているもの及び啓発的効果が期待され、具体的に改変される要素が少ないものは景観資産として地域の資産、シンボルとしての位置づけを明確化するとした。ということなので、いわゆる改変等によってさらなる景観向上が期待されるものであったり、市の管理施設というのは、今でも景観協議というのをやっていて、何か公共施設を整備したりする場合は、必ずまちづくり課の景観協議をしているんですね。ところが、神奈川県さんが整備するものであったり、事業者が占有許可を取っているものに関しましては、何の協議もなしに、設置したり整備したりしているというところがありますので、この辺に効力を発揮していきたいというところがありまして、この指定をするということです。ですから逆に言うと、例えばハイランドの桜道とか、逗子市道でありますし、市の管理施設なので、今でも十分景観上の検討がされているというところなので、そういったところを地域のシンボリックなところだとか、地域の資産として景観資産という、また別の取り組みがありますので、そちらの中に割り振っていくということを考えて、このような指定施設の整理をしたといったことになっております。

2番目に橋梁につきましては、橋梁についても先ほどいろいろな橋梁の名前を挙げたんですけど、これは河川を指定することによって、その河川上にある施設に関しましては、これはすべて対象となるということなので、河川を指定することによって、その河川上にあるものについてはすべて今回の基準の対象になってくるということになるわけですね。

海の家関係が2つ続きますけれども、これもまち歩き等で調査をしましたが、屋外広告物について多少不適切なものも掲出されているという側面がありましたが、これは現行の法制度の中で規制できるので、適切に指導していくということで、今回の基準の中には盛り込んでおりません。海の家自体のデザインにつきましても、改善すべき点は調査では多々あるものの、また著しく景観を阻害するとは言い切れないというところと、風紀上の問題や他法令など幅広く検討していく必要があることから、今回の基準には盛り込まず、継続的検討課題とさせていただいております。

次に、照明柱や標識柱など柱類、乱横断防止柵・転落防止柵などの柵類については、指定候補地の現状調査の結果、茶系が基調となっていることがわかったため、国土交通省の景観に配慮した防護柵の景観整備ガイドラインなどで、茶系の標準色に指定され、製品の規制色としても普及している10Y R 2 / 1を基本とするとしたと書いてありますけれども、これはちょっと後ほど詳しく説明していきます。

その下ですね、舗装や公共サイン等については、具体的な色の指定は行わないが、落ち着いた色彩が望ましいため、少なくとも基調色の記載は自然の緑よりも彩度を下げることが基本とし、鮮やかさの限度を彩度6としたということが書いてありますが、これもちょっと言葉ではわかりづらいので、後ほどパワーポイントを用いて説明をさせていただきたいと思います。

資料の4を見ていただくと、先ほど言っていた17ページを、この資料4が、3ページあるんですけど、これに書きかえることとなります。この中には具体的な整備方針と指定する施設が、指定理由が載っていて、個別基準がその2枚目以降にあるといったつくりになっております。

資料5のほうを見ていただくと、位置図ですね、今回指定されている位置図が載っている。今、パワーポイントに示されているのと同じものですけど、具体的な場所は図面上に記載されているといったところになります。

パワーポイントでまた詳しく説明していきたいのですが、指定している施設は今御説明したとおり、このような形になっております。一つ一つ、項目を追って見ていきたいのですが、道路法上の道路ですね、逗子駅周辺地区の商店街路ということで、どんなものが対象になるのか



というところなのですが、右側、これは逗子銀座通りの写真で、整備基準の対象となる例ですけど、具体的に言うと車道舗装、歩道舗装、柵、車止め、並木、街路灯で、道路管理者が設置するもの。あとは、案内サインであったり、道路情報管理施設ですね、こういったものを新たに整備したり、改変したりする場合に、この基準に基づいて行為を行っていただく。その下の緑色のところを見ていただくと、今度占用対象物ですね、道路管理者がやるものではなくて、事業者が電柱を設置したり、電線を設置したり、街灯、郵便差し出し箱、公衆電話、広告塔、バス停留所、自由通路、あるいは水道、上下水道管・ガス管で露出するものですね、土に埋まっているものは見えないと関係ないですね。あと旗竿、標識、看板、パーキングメーター、枕地、こういったものが占用許可基準を得なきゃいけない対象物だということになります。

こちらなぎさ通りですね。道路法上、実はなぎさ通りというのは道路じゃないんですね。道路法上の道路じゃないので、使用勝手は道路なんですけど、法的に言うと道路じゃないというところになっているので、本当は指定できないのですが、一体となっているところなので、こちらについても同じ基準でやっていただくというところで、管理者が横須賀市水道局になるんですが、これは御了解いただいています。ここで言っている基準ですが、この左の写真と右の写真を見比べていただくと、歩道の塗り分け部分ですね、この色は変わっています。もうずっと長い間、なぎさ通りに関しましては、この左の塗り分けだったんですね。歩く部分が塗り分けられていて、一応危なくないよという配慮でやっていたと思うんですが、それを今回、たまたま水道管の入れかえ工事がありまして、その話を聞いて、色を変えたいという景観上の申し入れをしまして、事業者の善意によって変えていただいたと。左側、右側のような形で、シンボルロードと同じような同系色で落ち着いた色彩に変えていただいて、今もう変わっています。一部残っている部分もありますけど、大変市民の方からは好評です。一見、赤からベージュに変わったことで、視認性というか、危なくなっただんじゃないかという印象を受ける方もいるかもしれないんですが、カラーバリアフリーという考え方が最近いろいろ出てきていると思うんですけど、色を塗り分けてもさほど効果がないということが最近わかってきています。というのは、色弱の方というのは意外と多いんですね。40人に1人の確率で色の判別ができない。男性のほうがすごく多くて、20人に1人は、日本人の例ですけど、色の判別ができない。女性に関しては500人に1人。外国人はもっと多いらしいです。これにあるとおり、一般的に色を塗り分けて、左側、このところですね、色を塗り分けたつもりが、その人に対してはほとんどわからない。これもそうですけど、アクセントがここについているんですね。普通の人は

これわかる。でも、そういった障がいを持たれている方は、ほとんどわからない。これもそうですね。これも色によって対比をつくったつもりなんですけど、わからない。ここで大事ななのは、色の彩度とか色相を変えることが大事なのじゃなくて、明暗、明るさを変えることが実は大事なんですね。そういった意味では、こちらにあるように、明るさを変えているという意味では、明らかに右側のほうが明暗の強弱がついているわけですね。実際はこっちのほうがすごく安全性が高いということが証明されているわけですね。こういったあまり色を使っても効力が薄いということがあるので、そういった意味では、ある程度落ち着いた色にしていったほうが景観上もいいし、安全性も確保されるといった例ですね。これはシンボルロードと同じような、なぎさ通りなので、なぎさをイメージした、ベージュの砂浜を連想させるような色にさせていただいたという例ですね。

池田通りですね。池田通りに関しましては、御存じのとおり電線類地中化工事が進行中です。歩道、車道、街路灯の仕様についても、神奈川県道路なので、変な言い方ですが、神奈川県が勝手に整備していいわけですね。神奈川県の基準で、神奈川県が好きなように整備していいわけです。でも、これも任意で協議していただいた。実は最初はこういう案でした。車道舗装をこうやったら、真っ青に塗られていて、街路灯もブルーの感じで、それが一応商店街が要望しまして、県も、じゃあこれで整備しましょうというお話だったんですけど、これはちょっと、逗子の商店街がある中で、池田通りだけ急にこういった舗装になったりするのは好ましくないし、本来目指すべきは何なのかと考えたときに、商店街に関しては、お店だと思うんですね。お店と人の賑わいが目立つことが最優先なのに、道路が目立つ必要はないだろうといったところで、これも今、協議をして、この案はなくなっています。もう少し落ち着いたもので、商店だとか人の賑わいにスポットを当てた整備計画にかわって進行中です。

八幡通り商店街、市役所の前ですね。これは電線地中化工事が完了しているというところなので、こちらも見てくださいと、先ほど色という話をしていたんですけど、こういった車止めとかこういうポール類も既に茶色く整備されています。そんな中、停留所ですね。停留所に関しては、これは占用許可を取って設置しているものなんですけど、これも同じ通りで茶色だったり青かったりするんですね。こういったものもある程度統一していったほうがいいのかなというように考えているんですね。これは京急の渡り廊下ですけど、こういったものも占用許可を取ってやっているものなので、今後もし建てかえですとか、あまり現実的じゃないですけど、そういうことが起こった場合は、これも景観協議の対象になってくるということですね。

新逗子通り商店街、こちらはおとしなんですかね、街路灯の立てかえを行いました。こちら街路灯が新しくなっています。色はこういった形で、グリーンですかね、渋いグリーンの照明になっていまして、これも立てかえなんですけど、商店街が占用許可を取って設置しているので、実は逗子市に何の連絡というか、こういったデザインにしますという話は一切なくてついているんですね。たまたま新逗子通り商店街はセンスがよくて、こういった渋い色の色彩にしてもらいましたが、これが例えば真っ赤なポールがついたって、真黄色なポールがついたって、いいわけですよ。ですから、そういったものを協議とか占用の基準の対象にして、ある程度景観の協議をしていこうといったものが今回の基準になっているということですね。あと、舗装面に関しましても、こういった青だったり緑色だったり塗られて、これが別に悪いというわけじゃないんですけど、こういった塗りわけの部分ですね、こういったものもいろいろ使われているので、なぜそこにこういう色なんだというところをもう少し突き詰めてやっていく必要があるんじゃないかなというように考えていまして、こういったものも協議の対象になってくるということですね。部分的に舗装が違ったりとか、そういったことになりますね。

大師通り商店街、これも文化プラザの前ですね。これは新たに電線地中化工事しまして、これももうある程度茶系で統一されているんですね。こちら側は未整備、これは県道部分ですけど、これもまだ電線がいっぱいあって、ということになりますので、これはまだまだ先の話なんでしょうけど。ただ、ここの中にこういったものがありまして、この同じ場所に3本ポールが立っているんですね。電柱とこれ、県の街路灯、これが商店街の街路灯ですね。こういった同じ箇所に3本もポールがある意味があるのかというところだと思うんですね。共架とって整理統合すれば1本で済むようなものが3本、しかも全然違う素材で設置されているということがありますので、こういったものも協議することによって改善していければなというように考えているんですね。あと、添架看板ですね、こういった電柱につけるこういった看板類、こういったものも手続の対象になります。こういったところの色彩も、あまり奇抜な色は控えていただきたいというところを協議の内容にしていきたいと思っております。

国道134号線にいきます。こちらもよく見ると、大体茶系で統一されているんですね。茶色い防護柵とか。ただ鎌倉側のほうに行くと、まだまだ未整備なところがありまして、色もさることながら、いろんな種類のフェンスを使っているということですね。ガードレール、ガードパイプ、これも白だったり、いろんな色が使われていたりするので、こういったものも景観、その基準をつくることによって、ある程度統一された基準でつくられるといったところですね。

国道134号線。これもこの照明ポールも赤で設置されているんですけど、メッキの銀色でぴかぴか光っているポールですね。上がオレンジ色で、正直あまり格好いいとは思えない照明柱がついている。こちらは新たに整備されている鎌倉葉山線ですけど、こちらでもダークブラウンに統一されていて、これ見ちゃうと結構目立っているなと思うかもしれないんですけど、意識しないで通っていると、自然とすごく調和しています。背景となる緑だとか自然を阻害しない色ということで、全国的に使われている色ですけど、こういったもので整備していきたいというように考えておきまして、これはもう銀色、白、青、いろんな色彩が使われていて、統一性に欠ける。自然、背景となる山並みですね、山並みに対して主張し過ぎているという専門家の見解、私たちもそう思っております。

森戸海岸線ですね。海沿いからちょっと葉山のほうに抜けていく道ですけど、こちらにつきましてもまだまだ未整備の部分があって、いわゆる昔ながらのガードレールが使われて、白いガードレールが使われているんですけど、これもできたら視認性を確保しつつ、安全性を確保しつつ見通しがあるガードパイプのほうを望ましいと。最近どこの道もガードレールをつけかえるときはこういった形で整備されていますけど、そういったものも協議の中でお願いしていきたいなど。

シンボルロードですね。これは逗子市民が大事だと思っている海につながる主要な道路ということで、クロマツと歴史的屋敷の門や生け垣が整備されている貴重な景観資源なのですが、こちらについては大体整備は終わっているんですけど、こちらを指定することによって、今後もし開発するようなことがあれば、協議によって景観上の配慮をしていきたいと思っております。残念なことに、沿道にコインパーキング、こういったものがふえてきていますので、こういったものも沿道側も景観への誘導が今後の課題として必要だということですね。ただ、今回の場合、景観重要公共施設なので、あくまでも公共施設上の基準という部分もありますので、民地側まではその効力は残念ながら及ばない状況があります。

逗子海岸ですね。逗子海岸はそんなに占用物、実はないんですけど、もう既に海岸トイレですとか、最近はおそこ、津波情報板というのが御存じの方はいると思うんですけど、渚橋のすぐ近く、新たに津波情報板というのが設置されているんですね。これも一応景観上の位置的なものはちょっと置いておきまして、色についてですね、色についてベージュというんですかね、砂浜に近いような形の色にしてくださいというものが景観上の、これもあくまでも任意で、神奈川県のお厚意で協議依頼をいただいて回答させていただいているというところがありますの

で、こういったところも今後は法定な協議になるということになります。

あと、これですね。これは海沿いの渚橋ですけど、こちらに関してもお気づきの方はいると思うんですが、これも実は最近というか、2年ぐらいになりますかね、塗りかえられています。これ、上が従来の、下が赤くて上が青いんですね。こういったウルトラマンのような橋なんですけど、この橋を景観上の協議をして、これも御厚意ですけど、御厚意で協議をして、赤い橋を否定するわけじゃないんです。赤い橋を否定するわけじゃないんですけど、この場所においては自然景観が最も美しい場所なので、目立つべきは橋ではなくて、やっぱり背景となる山並みであったり、海が目立つべきだろうということで、砂浜に近い形で塗りかえていただいたという経緯があります。残念ながら、ちょっとここの部分は前年度に塗りかえられてしまったということで、全部塗りかえてほしいといったんですけど、去年塗ったばかりなのでということがありましたので、今後塗りかえの時期がきたらすべてがこういった砂浜と同系色の橋に塗りかえられていくということになっています。これもあくまでも任意で協議していただいているので、これも今後は法定協議というふうに考えております。

河川法による河川ですね。河川も協議対象になっていまして、何が対象になるかという、擁壁、転落防止柵、水門、堤防、橋梁、電柱、露出する水道管やガス管、こういったものが対象になってくるということですね。1つ例を挙げますと、下田橋ですね。下田橋も、これも2年ぐらい前ですかね、改修が行われました。というのは、これが前、石の、昔はじんとぎと言ったんですけど、そういう石の高欄だったんですね。これを神奈川県が、もう老朽化しているので交換したいというお話がありまして、本来はもとどおりするのが望ましいんでしょうけど、やはりちょっとメンテナンス上だとかメンテナンス上の関係がありますので、既製品のものを取り付けたいんだという話がありまして、じゃあ何色にしますかという話になったときに、これも景観協議で、やはり背景となる山並みだとか、そういったものを阻害しない色彩、なじむような色彩にしてくださいということで、この色になったという経緯があります。

一方で、まだ残っているというか、これもいろんな色が使われていて、ここは茶色できているんですけど、ここの部分に部分的な白いフェンスが使われていたり、水道管ですね。青い水道管がここを通っているんですね。何で青なのかというと、水道管だから青いそうです。ただ、これが気にしなければ気にならないんですけど、やっぱりこういったビューポイントから見たときに、すごく目立つんですね。こういったものよりも、やっぱり逗子市においては自然景観が目立ってほしいといったところがありますので、これの更新時期がきましたら、なじむ色で

塗りかえていただきたいというお話はさせていただいていますが、こういったものを対象にやっているということですね。

もうちょっと上流のほうへ行きますと、こういった景色が見えてきます。田越川ですけど、真ん中あたりですね。ダークブラウン系の手すりがついています。こちら見ていただくと、やっぱり存在感があまりないんですね。ですから、街並みの景観を阻害しない。それに対して上のほうは白いフェンスが使われていますけど、やっぱりフェンスはすごく目立ちますよね。本来、そうしないと家並みだったり山並みだったり、この川の部分なので、こういった部分もそういったダークブラウン系に塗られたほうがいいんじゃないかなということが今回の基準になっています。あと、この下ですね。こういった文字はどうでしょうかね。必要でしょうかというところで、あまり字がまち中に出てくるというのもどうなのかなというところもありますので、こういったものも協議の対象にしていきたいというように考えております。

老朽化が進む橋もいくつかありますので、中原橋、堰橋といった、こちらも今後かけかえがある中では、こういったものも改修する場合は景観上の協議を行うということになっております。色の話をずっと随分してきたんですけど、すべてじゃあその色にするかということ、そうでもなくて、やっぱり地域のシンボルとして景観を向上させているものは、橋に限らず色彩を除外しているといったところが挙げられていますので、こういった富士見橋とか中町橋というのはまち中にある、さっきとは違って自然景観を最大限優先する場所ではなくて、まち中であって、シンボリックなものについては除外していくという規定になっております。

色、色とさっきから言ってますけど、基本となる色はこれです。柱・柵類、線的なものはダークブラウン、やっぱり周りの自然景観を最大限に尊重する色、なおかつ存在感が少なく、若干細く見えるという特性がありますので、これは国土交通省の基準の中にもありますので、同一基準になっております。一方で、全部これをしてしまうと、例えばガードレールだとか、そういったものはある程度視認性も必要になってきますので、夜になっちゃうとダークブラウン、ほとんど見えなくなっちゃいますので、逆に危ないというところがあります。そういったところはグレーベージュですね。あと面的に大きいもの、かなり表面積が大きいものはダークブラウンにするとかえって存在感が増してしまうというところがありますので、そういったところはグレーベージュにしていきたいという、こういった基準になっております。

あと公共サインですね。こういったものも対象になってきます。道路上に接するものについては、これ、津波情報板の例なんですけど、同じような場所に同じような、このようなサインが

あることを御存じでしょうか。一番左が逗子市が設置したもの、2番目が神奈川県が設置したもの、一番右が鎌倉市が設置したものということですね。海拔になったり標高になったりして、おもしろいなと思うんですけど、実はこれ、真ん中のところは、これも神奈川県さんの厚意で、こういったものを設置するんですけど、どういったデザインにしたらいいでしょうかねというお話をいただきまして、当初は逗子市と同じような、青に白字だったんですね。道路標識に似たような形にして。これでやりたいんだけどというお話があったときに、反転にしてくださいというお話をしました。そこまで主張する必要はないし、これでも十分視認性はあるということで、このような色にさせていただいたという経緯があって、これよかったなと思ったら、逗子市でこういうものを張られ出したということですね。ちょっと恥ずかしい話なんですけど、神奈川県さんは協議していただいたのが、逗子市においては協議がなくて、こういったものが張られているというところがありますので、こういったものもある程度整合性をとっていききたいなというところがあります。鎌倉市はさすがです。彩度が落ちているんですね。ちょっとトーンが落ちていますね。でも、これでも十分視認性があります。これは一つの例として挙げさせていただきました。

これはちょっと場所も外れるんですけど、こういったところの公共サインにつきましても、何が主役なのかなということ考えたときに、すごく気をつけて、気をつけて木を使っているということなんですけど、いい木でつくって、いいサインがついているんですよ。ところが、そういうものをべたべた張ってですね、雰囲気も台無しにしているというところがあって、しかも2枚張る必要がここにあるのかなというところがありまして、こういったところも協議していききたいなど。あと、案内表示板も、これもいい木を使っているんですけど、白くべたつと、いい木がもったいないなというところも、余談です。こういったところもありますね。

いろいろ話をしてきましたけど、指定することの趣旨ですね、基準をつくるということももちろんそうなんですけど、やっぱり今はばらばらに、いろんな基準で、いろんな考え方で、それぞれ好き勝手につくっているといったところがありますので、これを国・県の施設、今は御厚意で任意で協議していただいている側面もありますけど、でもそれも一部で、気がついたら、あ、こんなのついているんだとか、こんななったんだというところがありますので、民間施設に関しましては、全く協議なしに占用許可で電柱つけますよだとか、そういった話があったら、占用許可さえ取ればどんなものでも、どんな場所でもつくわけですよ。そういったものですか、あと市の施設も任意で協議している。これは継続運用していく。こういったものを法定協

議とすることによって、同一の意識と整合性を持って、よりよい景観をつくっていくと、こういったところが今回の指定することの趣旨ですね。基準をつくることもさることながら、同じ意識を持って、よりよい景観をつくっていくというのが今回の基準をつくる上での一番大事なポイントだといったところになっております。

大体パワーポイントの説明は以上になりまして、また資料4に戻りまして、こういった趣旨とか背景があって、この占用許可基準をつくったということで、この景観重要公共施設の整備方針、場所、区域があって、その基準ですね、2ページ以降で個別基準のところをちょっと見ていただくと、3つ区域分けしてありまして、逗子海岸及び周辺道路というところと、逗子区域には逗子駅周辺の商店街路と、田越川、池子川、それぞれに上の段が整備に関する事項、下の段が占用許可基準ということで、大体同じような内容が書いてありますけど、一部河川ならではのところと、商店街ならではのところも多少変わっているところがありますね。例えば、資料4の3枚目を見ていただくと、区域2の逗子駅周辺の商店街路、こちらについての占用許可基準の4番ですね、街路灯等のストリートファニチャー類は、素材やデザインを工夫し、来客者へのおもてなしの心を表現する。ただし、奇抜な配色を避けるということで、こちらに関しましては、商店街が独自に整備するものは、何もすべて同じ色彩基準で統一するのではなくて、商店街ならではの特性を出したいという側面もございますので、こちらに関しましてはすべてダークブラウン、グレーベージュにするということではなくて、独自の色とデザインをできるような形になっております。こちらにつきましても景観上の協議をしてやっていただくということがあるわけですね。田越川のところへいくと、整備に関する事項として、3番目に、護岸は水面や水辺の緑などの自然環境との調和を配慮し、自然になじむ素材感のある仕上げとする、こういったことも独自のものもあるということです。時間の関係ですべては読み上げませんが、こういった個別基準があるということになります。

最後に、協議の流れを御説明したいと思います。資料6をごらんいただくと、協議フロー図というものがありまして、景観上の協議をしていただくところで、Aフロー、Bフロー、Cフローと分かれておりまして、まず一番上からいくと、事前相談をしていただいて、計画の初期段階で概要のわかるものを提示していただいて、まちづくり課、景観担当と事前協議を行ってくださいというところがあって、その後、協議書としましては、添付書類として案内、配置、平面、立面、緑化計画図、景観配慮事項説明書ですとか現況写真、イメージパースをつけていただく。ここからですね、Aフロー、Bフロー、Cフローと分かれまして、重要度ですとか行



為の規模によってフローが分かれてきます。軽微Aとしましては、庁内協議で1週間ぐらいで庁内の中で検討というか、これは基準に合っているということを確認して、すぐ占用許可に進めたり整備できるようなフローと、Cフローを見ていただくと、逗子市には景観審査委員会という有識者5名の外部機関がありまして、そちらですべて、色彩の専門家ですとか都市計画の専門家ですとか緑の専門家がおりまして、こちらに有識者に現地を確認していただいて、景観の協議をしていただくというシステムがございます。こちらにつきましましては民間の規模の大きい施設については、既に景観協議をしているんですけど、これもこのフローにのってくるといいます。こちらに例えば橋をすべてかけかえるだとか、比較的規模の多い護岸改修ですとか、そういったものに関しましては、景観審査委員会に現地を確認していただいて、そこから配慮要望を出すといったこととなりますので、これは1カ月程度の時間がかかってくるといっていいフローになっていて、Bフローはその中間ということになりますね。相談して完了通知書を出す。そこから占用許可手続なり行為を着手していただくというフローになっています。

資料7を見ていただくと、この手続対象行為が載っていますね。これもなかなか運用面で一概に線が引けないんですけど、何なら軽微で、どれだと軽微じゃないのというところは、非常に難しいところがありますので、これも運用の中で処理していきたい部分ではあるんですが、一応区分けとして、Aフローとしましては部分的な改修であったり、Bフローに関しては基準外の着手の行為であったり、そういった分けをさせていただいているところです。神奈川県、施設管理者が整備する行為につきましましては、Aフローは除外させていただいています。ですから、今、1件1件、御厚意でこれ塗りかえたりするんですけど、どうしますかみたいな話が1回1回まちづくり課に上がってきて、それに対する回答を出すという行為をしているんですけど、これはもうすべて基準が定められているわけですから、これは除外して、そのままこの基準によって着手していただくということになりまして、重要なものに関しては景観協議をしていただくという形になっております。ただし、事業者の行う行為につきましましては、すべて手続対象になりますので、ここに電柱を設置したいんですよというときは、電柱の位置ですとかを示していただいて、占用許可前に協議をして、完了通知書を出してから占用許可手続をしていただくという形になっております。

走りながらの説明で、説明不足のところもあるかもしれませんが、以上でこの景観重要公共施設の整備、占用許可基準の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【星野会長】 御苦労さまでした。パワーポイントを使っての具体的な説明、ありがとうございます

いました。資料が多々ありますけれども、特に資料4が本議題に直接係わるものですので、それについての御質問、御意見を中心にいただきたいと思います。もちろん、それから外れる部分があっても構わないですが、特に資料4について、お願いいたします。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見があれば、どうぞ。いかがでしょうか。

**【近藤委員】** 非常にわかりやすい説明で、お疲れさまでした。大きく2点お伺いしたいと思うんですけれども。まず1つは、景観のことについてであります。逗子市は自然との調和をすごく大切にすることでありました。ただ、地域のランドマークなんか、除外するようなということもあると思うんですね。他市の事例とかわかれば教えてもらいたいんですけれども、我々は自然との調和を大切にします。逆に都市景観との調和を大切にするような事例なんていうのもあるんですか。なぜ聞くかという、除外対象物というのは、もう少しいろいろ考えられるんじゃないかなと思ってますが。まずは景観について。

次が、協議の仕方についてお伺いしたいんですけれども。逗子市で景観計画、条例なりでしっかりと定めていく。この中で、隣の自治体、特に葉山かな、ほかの自治体にもコミットできるのかということをお伺いしたいんです。具体的に申しますと、例えば逗子海岸、非常に力を入れてやろうとしているんですけれども、逗子海岸から見ると葉山港の防波堤なんかあって、赤い灯台だったかな、白の灯台だったかわからないけれども、例えばですね、県の持ち物だけど、葉山にあるものである。そこにコミットできる。もう一つ、葉桜だとかいろいろなところがあるんですけれども、行政境に大きな企業庁の貯水池みたいなものがあるじゃないですか。貯水タワーというかね。大きくて高台にあるだけに、ほかのまちのものなんだけど、目につく。ほかの自治体にコミットできるんですかということですね。

あともう一つ、民間との協議、例えば今、有料駐車場の黄色い看板なんか出てきたけれども、あそこへどういうふうに協議していくのか、大切だと思うんですけれども。大きく2点について教えていただきたいと思います。

**【三澤主任】** まず1点目、最初に説明したとおり他市の事例調査は、内容は説明してないですけど、神奈川県下の国道134号線に面する自治体については、すべて制限許可基準ですとか、調査とか、アンケートをとりまして、その中で知っている限りは、都市景観を優先するような事例はなかったですね。ある程度、国道134号線の整合性というのは常に意識してやってきているので、実は鎌倉市の基準を見ていくと、逗子の基準とかなり近いですね。ところが藤沢に行くと、藤沢の江ノ島あたりは白いポールとか立っていますね。藤沢は白いんですよ。茅ヶ崎

に行くとは今度また茶色になるということで、藤沢だけちょっと変わっているんですけど、藤沢は後発で、鎌倉が先にできて、茅ヶ崎が先にできて、藤沢が次にできたわけで、藤沢は常に、ある程度現況と合わせていかなければいけないという側面があるので、既に白いものがいっぱい立っていて、その中で、じゃあ茶色にするのかという議論もあったらしくて。ただ、バッファゾーンというか、整合性をとっていくというゾーンがあって、だんだん茶色に変わってくるような整合性はとったと聞いています。それで答えになっているかわからないんですけど。そんな形になっています。葉山とか近隣のコミットという面では、いろいろ横のつながりでの話し合いはしているんですけど、そこまで効力の及ぶところは残念ながら今回の基準ですとか、この法規制の中では難しいので、広域的な考えを進めていく。また違う観点から広域的な、湘南なぎさ軸構想ですとか、そういったもの、過去にはあって、それも全く消えているわけじゃないんですけど、そういった他市との整合性を図っていくという取り組みは今後御指摘のとおり必要だと思っておりますので、それも進めていく要素だと思います。

あと、民間の駐車場に関しましては、御存じのとおり逗子駅周辺地区、東逗子駅周辺地区には独自の景観計画が、重点地区の景観計画がありまして、そこに屋外広告物の基準というのもありまして、実は2平米以上の看板につきましては特例で対処になっています。先ほどちょっと言ったタイムズさんなんかは、実は今、きょう多分見ていただくと、色が変わっています、白に。それも後からですね、実は逗子にはこういう景観計画があるんですというところを事業者に電話して、変えてくださいというお願いをして変えていただいたという経緯があります。ですから、逗子周辺につきましては、あくまでも2平米以上の看板になってきますので、小さな看板ですとか、そういったものが対象にならないんですけど、一応変えていただいているという状況があります。

**【西之原課長】** 自然景観と人工景観、自然景観だけ優先かという話があるんですけども、この今回の個別基準の中でも、区域を3つに分ける。区域については逗子駅周辺。ここはそれなりの既存の建築物とか、こういったものの調和というのも当然考えられると思いますし、重要なランドマークとか、そういったものは先ほどちょっと説明ありましたがけれども、景観資産とか、逗子市のいいもの、人工物であるわけですから、そういったものが存在するようなところに関しては、それがあるところを前提とした景観配慮、そういったものがこれからなされていくというふうには考えております。

**【近藤委員】** ありがとうございます。他市の事例を伺ったんですけども、ここから僕は地

域のランドマーク、シンボルはちょうだいするよということなんですけれども、何かいろんなものがあるかと思うんです。具体的なのが出ればいいんですけれども、例えば東逗子に銭湯がありますよね。煙突があって、夜になると赤いイルミネーションがつくんだよね。あれがどうなのみたいな。例えばいろんな人それぞれによってとらえ方が違うじゃないですか。事例がいいかどうかわからないんですけれども、協議をしていくときに、何でやめたんだとかね、あれはあのほうがいいよみたいな、そういう話もあろうかと思うんですよ。そういう協議する中で、除外物をどういうふうに決めていくのかというところが少し慎重にあってもいいのかなというふうに思うんです。これは意見として申し上げておきたいと思います。

あと、民間との関係ですよね。2メーターが手続対象になっているということで、企業抽出して、どうやって市の取り組みを告知というか、知らせめるのかというのが大事かと思うので、こちら辺、まずは企業抽出から入ると思うのでね、対象もあると思うんですけれども。そこら辺はしっかりやって、実効性を高めていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

あともう一つ、他の自治体への関与、コミットなんですけれども、協議というか、さっき県の行為としていろいろなもの、こういうふうになりましたというお話あったじゃないですか。何か協議の中でそういうお願いというのは、やっぱりできるんじゃないかなと思うんです。何かそこら辺も検討していただければと思います。まずは、この辺でとめたいと思います。

**【星野会長】** 御要望ということですね。

**【鈴木委員】** 景観審議会の会長をやっておりますので、少し補足をさせていただきます。他市との関連、あるいは市町村界をまたぐ敷地の事案についてという件についてなんですけど、実は景観法の中でも市町村界をまたぐ物件をどういうふうに景観計画に適合させるかということについての明確な規定はないんですね。実は町田の景観審議会も私やっておりますが、横浜市は郊外部において景観計画がないんですね。町田市は景観計画がある。市町村界をまたぐ案件についてどうしたらいいのかという、国交省に問い合わせると、基準がないので、個別に協議して決めてくださいというようなお話になっているんですね。そういう場合においては、ケース・バイ・ケースで決めていくということになる。先ほどお話ありました葉山について言えば、葉山町は私、多少の関与はあるんですが、景観行政団体になりながらも実質的に景観計画を持たず、景観重要公共施設の指定もない。基本的には景観法に基づく景観行政の運用というのは、やる意思がないというふうに、実態としてはとられるんですね。ですから、むしろ近

藤委員のほうから働きかけていただいて、葉山もしっかりやっていただきたいというふうに働きかけていく必要があるのかなと。県のほうで言えば、横須賀土木事務所が中心になって、三浦半島の各自治体間の調整をとるような動きをいろいろやってきているという経緯がありますので、そういう意味では、他の市町と連絡をとりながら、景観計画あるいは景観重要公共施設の実効性を高めていくということが、まずは重要ではないかというふうに思います。

民間企業への周知についてなんですが、今、チェーン店あるいはフランチャイズでやっているようなところについては、それぞれの市町で景観計画を持っている、景観条例を持っている、それにおいては企業のコンプライアンスの観点から、いくつもデザインのパターンを用意しているんですね。ですから、きちっと情報が行き届けば、決して無理な要求をしているわけではないと思います。ですから、周知さえすれば、聞いてもらえることも多いということで、行政側からすると、先ほど近藤委員が指摘されたように、周知していくということが根底にあります。その過程でも一応広告、看板を作成する事業者等についても、あるいは商店街についても今回の件、あるいは景観計画をつくる時に応じて、周知を図っているということもありますので、継続的に努力をして、今までどおり続けていくということは大事かと思えます。

【星野会長】 ほかにいかがでしょうか。

【近藤委員】 非常に腑に落ちた御意見、お話でありまして、広域自治体として、県のやることも多いのかな。さっき海岸線の鎌倉、藤沢、茅ヶ崎の話がありましたけれども、逗子・葉山のもう少し連携を深めなければいけないのかなと思いがいたしました。ありがとうございました。

【一ノ瀬委員】 非常にわかりやすい説明、ありがとうございます。ちょっと細かいことなんですけれども、きょう先ほどいただいた御説明も、かなり色彩の部分が多かったというふうに思うんですね。ただ、前段では景観でも例えば海の向こうに富士山が見えるというお話もあったんですけれども、今、資料4の個別基準の中の整備に関する事項という許可基準を拝見していたんですけれども、特に整備に関する事項、基本的にはほぼ同じで、基本全部、色についてなんですよね。区域3だけは、1番目、橋梁のデザインは背景となる自然やまちなみと調和を図るというひとつ文言が入るのが違うのかなと思うんですが。これは質問でもあるんですが、区域1、海岸線というのは非常に貴重な景観資源だと思うんですけれども、何か海の見え方、富士山の見え方とか、何か一つ文言が入りそうな気がするんですけれども。そこは何かその議論があったりとか、何らか理由があったとか何か、ちょっと伺わせていただけたらと思います。

【三澤主任】 そちらについては、実はもうちょっとあったんですね。あったんですけど、神奈川県さんとの協議の中では、外してほしいというところもあったりして、こうなったという経緯があるんですけど、それは1枚目の指定理由のところ、個別方針のところにある程度この区域では背景となる海と山が最も映えるようなですとか、自然景観を惹きたてるですとか、そういう文言をもって、方針としてうたっているんで、そういったものはここで協議の事項とさせていただくというところでおさまっているという現状があります。

【西之原課長】 何もしてないというわけではないということですね。

【三澤主任】 それぞれ神奈川県さんのほうでも、河川部局と道路部局と、いろいろ個別協議していく中で、道路のほうはかなり密にしていくとやりとりがあつての基準におさまったという経緯があります。

【一ノ瀬委員】 関連して、多分こういったものが動き始めると、実際には市民の方、事業者の方とかこれがどういうものなのかというのもまた説明するような機会も出てくるし、質問もくるような気もするんですけども、その中で先ほども色彩については非常にわかりやすく説明いただいているんですけども、形態とか、形とかあるいは位置については、どんな形で説明をされてるか。これはすごく単純な質問なんですけど、伺わせていただければと思います。

【三澤主任】 そうですね、すごく重要なことだと思うんですけど、個別にその辺は協議していくしかなくて、やはりおっしゃっているとおり、自然景観が最も引き立つような形ということで、なるべく主張しない位置、主張しない形でお願いしたいというところを協議していくことになると思っております。

【苦瀬委員】 2つ教えてほしいんですが。1つは、資料4の道路のことなんですが。道路の舗装面ですね、面的に着色をする場合はと書いてあって、それで前段の5-1の最後のところで、安全性または緊急性やむを得ないというようなものはこの限りでない、こういうことなんですね。例えば逗子は道が比較的狭いので、よく地区交通なんかで言うとハンプをつくったり、それをやめてイメージハンプにしようかなんていうようなことがよくあるんですね。そうすると、イメージハンプって、視認性があつたほうがいいわけですよね。私は彩度とその辺の関係ってよくわからないんですが、その辺のバランスというんでしょうか、面的保障といったときに、どっちをどういうふうに優先するんですかというのと、そしてそれを先ほどの資料の6でしようか、庁内協議と、それから協議A、B、Cとあるわけですが、その中でどういう段階でどういう扱いをして、どういう専門的な見方をするんでしょうかというのが1つ目の質問です。

2つ目は、先ほどの質問とも関係があるかもしれませんが、色のこともいろいろあるんですけど、例えばユニバーサルデザインで考えますと、もちろん色、色弱の方の議論もあるでしょうけど、国籍とか身長とか、いろいろな議論がありますよね。この機会にサインとかいうのが、高さの位置を決めるとか英語を入れるんだとか、そういう議論があったのかどうか、また今後こういうことを検討されるのかどうか。その辺を教えていただければありがたい。以上の2つでございます。

【三澤主任】 前段の色につきましては、彩度6以下とするという基準がございますので、舗装メーカーにも問い合わせたところ、彩度6以下でも十分視認性のあるものはできる。今、塗られているような、よくある例でいくと、青、緑、赤というのがよくあると思うんですけど、これも十分彩度6以内におさまるもので視認性があるものもあるという回答をいただいていますので、十分安全性を確保した上で、この基準内にはおさまると考えております。

2番目のサインの議論につきましては、おっしゃるとおり、その位置だとか高さだとか、デザインも含めて別の場というか、この延長線上でやっていく必要があるかなと思いますが、今この段階ですべてそこまで盛り込むところには至っておりません。

【星野会長】 ほかに、いかがでしょうか。

【長島委員】 津波のいろいろな景観の公共施設についても細かく見せていただいて、大変分かりやすい説明をありがとうございました。1点だけ、私からお聞きしたいのは、海の家デザインも、今回の基準には盛り込まないで継続的な検討課題としているということですが、海を家の看板は、年々非常に派手になっていて、去年は所管で、県の屋外広告物条例に基づいて、海を家の営業に関係のない、防災とかそういったものについては細かく指導していただいて、大分昨年とは非常に屋外広告物、押さえられたなと思っているんですけども、県条例には色彩基準の規定もありませんし、逗子の海の家が毎年つくりかえられるものだから、別に規制する必要はないというわけじゃなくて、これは鈴木先生が以前におっしゃっていたことだと思うんですけども、毎年つくりかえられるからこそ、逗子のこうした景観計画をきちんと具現化できるような、景観モデルとして海の家を活用できるような、そういった考え方から基準に盛り込んでもよかったんじゃないかなと思ったんですけども、今回懇話会で検討したというところ、今後の方向性とか、その辺もう少しお話を聞かせていただければと思います。

【西之原課長】 今、御質問の中にもありましたように、まだ海に関しては途上ということで、少なくとも屋外広告物法、屋外広告物条例という、また別のところの中で認めていられるもの

についてのみ掲出するということを指導してきたということでもあります。したがって、今後の問題としてはあるんですけども、引き続き検討は必要という認識は、こちらとしてもあります。ただ、今回のこの景観重要公共施設、海の家を考え方がまとまるまで、ちょっとほかも全部やめるのかと。なかなかそういうわけにもまいりません。まず、できるところからさせていただきますということで、御理解いただければと思います。

【長島委員】 逗子海岸というのは市外の人が一番訪れる場所ですし、やはりそこで逗子のまちは違うなど、海の家も違うんだなど。逗子海岸を見たときに、そう感じてもらえるように、今までもパラソルと、それからヤシの木を植えていただいたりというのは、ずっと継続してもらって、それから昨年から屋外広告物について、しっかりと指導していただいていることなので、海の家自体の建物についても、今回の基準には盛り込まれてないんですけども、願いするような形でも結構だと思うので、海岸組合に対してある程度景観計画を盛り込んだ、願いのルールを明文化して文書でお配りするとか、そういった取り組みはやっていただけますでしょうか。

【上石部長】 大変に貴重な御意見、ありがとうございます。また、一般質問等でもやっていただいておりますので。先ほど課長が御説明いたしましたように、今回皆様に諮問させていただいている案件は、公共施設の方針、基準でございます。先ほど担当者のほうから説明ありましたように、海岸におかれましてはトイレ、これは市が設置したものがございます。それと津波の警報とかですね、それから海岸のところにあります渚橋の高欄ですとか、橋桁の色ですとか、そういったものを今後はきちんと協議をしていくと。市の内部であれ、また神奈川県であれ、そうしたものをやっていくということですね。そういったものを今回お示しをさせていただいているということですので、今ありました御意見、これは今後調整をして、これを決めていく方向で取り組んでいきたいということはお答えしているかと思っておりますので、その辺で御理解いただければと思います。

【星野会長】 よろしゅうございますか。ほかにはいかがでしょうか。

【佐藤（紘）委員】 意地の悪い質問をさせていただきます。今、市として現在の逗子市の景観は何点ぐらいであられるのかが1つと。要するに60%の線を超えているのかどうかね。これを例えば60%以上なら合格とした場合に、何年ぐらいのパターンを考えて、これから実際にやっついていかれるのか。これは要するに紙の上での一つの施策ですよ。施策の案ですから、それを実際に具体化していくには、現状の評価がまたあるわけですね。それがどれくらいか。A、B、



Cでも結構です。それを1ランク上げるのに、あと何年ぐらいをかけるつもりなのかということとをちょっとお聞きしたいと思います。

【西之原課長】 現状ということ言えば、先ほどパワーポイントでいくつかピックアップしてごらんいただいたものがあると思います。あれを何点とつけるかというのは、人それぞれの考えがあると思います。ただ、ああいう部分があるので、これは足りない部分があるというのは確かということです。ただ、景観につきましては、全市域みたいなことを考えますと、3年とかそこら辺で変わっていくというものではなかなかないというところがあります。景観法自体も、民間の建物もそうですけれども、比較的緩やかな勧告とかそういった緩やかなものを使いながら、よくしていこうというものがありますので、一定10年、20年、30年とか、そういった時間がかかるというのはやむを得ないというふうには思っています。ただ、こういった細かい努力が今から続けられるということが一番重要かというふうに考えています。

【星野会長】 よろしゅうございますか。

【鈴木委員】 何か役所の応援みたいな話になっちゃって。点数の議論というのはなじまないとは思いますが、現状としては逗子市というのは景観行政においては神奈川県下の自治体の中でも後発組です。明らかに横須賀や鎌倉というのは、1980年代ぐらいから積極的に自主条例をつくってやってきた。対して、一方で、逗子市は景観法ができてからですね、景観条例をつくってきた。そこにやっぱり二十数年の開きがあるという意味では後発組なんですね。ただ、ここ数年は積極的に取り組んできたということもあって、お願いベースで、先ほど県が自主的にということをおられましたけれども、最近は逗子市も少しうるさくなってきたんだということもあって、向こうのほうからどうしますかというふうな、聞いてもらえるような状況になってきたというので、随分以前に比べれば状況は変わってきたというふうに考えております。もう一つは、今回の景観重要公共施設占用基準あるいは占用基準というのは、公共施設なので、何年かに一度、それは物によってターム、期間が違いますけれども、例えば10年たった、あるいは15年たったら塗りかえを行う。あるいは事故が起こったら塗りかえるということが、必ず生じます。ですから、今基準をつくっておけば、その物の種類にもよりますが、必ず統一の取れた、調和の取れたものになっていくということは確実なんですね。そういった意味では、今回提案した、少なくとも色彩だけでも統一していったって、デザインはむしろここで決めるんじゃなくて、協議していこうというやり方自体は、比較的他市域にもある標準的なものというふうに理解をしております。以上です。

【星野会長】 ほかにいかがでしょうか。

【井畔委員】 細かいことですが、資料1の基本目標の8ページの6番目にヒューマンスケールのまちなみ形成という項目があります。内容はその後ろに立派な目標が書かれていますのでわかりますけど、このヒューマンスケールのまちなみという言葉は、景観工学とか、景観法で使われているのでしょうか。ちょっと私にはびんとこなかったもので、一般の方がおわかりになるのかなと思いました。設計でヒューマンインターフェイスデザインとかいろいろ聞いたことがありますけど、初めて耳にして何か和製英語かなと思っただけで、お伺いします。

【西之原課長】 この御指摘の部分は、市全体の景観計画を最初につくったときに検討された部分でありまして、その中で、このとき決定するに当たっても、当時から景観審議会というところでいろいろ御検討いただいた結果の一つというところがあります。物によっては、例えばコンパクトとか、そういった言葉もよく使われたりするんですけども、この議論の中では、中には市民委員さんとかもいらっしゃいましたけれども、こういった表現がここでは望ましいんじゃないかというところから出てきたというふうに理解しております。

【井畔委員】 趣旨はわかります。一般の方がぱっと見てね、わかるということなら、それでいいです。

【星野会長】 いろいろと御意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【岡本委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、実は先ほどの大した問題じゃないとは思いますが、津波の標識で6.5メートルとか7メートルとかありますよね。それで、県の場合とまた逗子、葉山と逗子は大体同じだと思うんですけども、確認なんですけど。藤沢と鎌倉は違うというような格好で、海に面したところで全国的に全部やっていると思います。そういう中で、例えば県の中で統一しようとか、あるいはばらばらでいいよとかいう、そんな声があるのでしょうか、どうなんでしょうか。

【西之原課長】 神奈川県さんも順次県内のところにそういったものを表示していくという中で、今回たまたま逗子市該当部分を作成するというところで御協議いただけたというふうには思っていますので、そういった意味では基本的なもの、案というものはあるんですけども、そこを押して逗子市のお願いを聞いていただいたと。そのような理解でおります。

【岡本委員】 そうしますと、今、参考にここに3点載ってますけれども、これは鎌倉と逗子は違う。それで、大きなマップのほうのやつを見ますと、ほかにもこうやって逗子の場合ありますけれども、やっぱり違う、鎌倉とはね。それで、近隣の場合、すぐ隣同士で、やっぱり境

界過ぎたら変わるというのも、何かちょっと、矛盾があるような気がします。それから、できることだったら、神奈川県で全部統一して、工事も多少出してもらってつくるというような格好が一番望ましいと思います。ただ、もうこれだけできているんですから、これが20年、30年もつのかは別として、変える時期になったらやっぱり県を窓口として、トータル的な中で検討し、設置すべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【西之原課長】 こういった公共施設関係の取り組みが進むことによって、次の時期にはそういったことが配慮される結果にはなると思います。作成をする主体が神奈川県であったり逗子であったり他市であったりという、そういった部分はあるにしても、協議というか、なるべくそういった景観に配慮したものにするという理解は進んでいると思います。

【岡本委員】 これが表示されてからね、結構話題になったと思います。逗子なんかでも大分早くに出たと思いますけど。それで、こんなところでも5メートルしかないのかな、結構高く感じたけどもというふうなことが多々あると思います。そういう意味の中で、これは大体枚数は逗子で何枚ぐらい、あるいは県なんかの場合でも、広さによって、面積によって違うのかもしれませんけども。それからあと太い電信柱につけるようなやつと、何か2種類あると思いますけれども、あまり市がわからなきゃ結構ですけども、これなんかつくる場合には海岸に面したところを主にして、それでそれぞれの自治体の面積なんかによって違ってくるとは思いますけれども、そういうのを参考した中での予算立てでつくっているのかどうか。お伺いします。

【上石部長】 今、津波情報板のお話をお示しいただいたかと思いますが、これは設置者は神奈川県でございます。

【西之原課長】 表示のほうですね、色が違った。うちの防災でつくっている、あちらの話ですね。

【上石部長】 失礼しました。津波の電柱等に示されている表示でございます。これは私ども企画、防災のほうで設置したものでございまして、ちょっと私どものほうでは枚数等は伺っておりません。しかしながら、住民の皆様によく見えるところですね、視認性といいますかね、そういったところを中心にこれ掲示、張り出しをしているというふうに伺っております。

【星野会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

【松本委員】 17ページの景観重要公共施設の指定方針の中では、河川については久木川というのを入っております。しかしながら今回の議論の中では、久木川は二級河川じゃないんでしょう。池子川にだけというふうになっています。まずその仕分けのほうを明確に教えていた

だけないでしょうか。

【三澤主任】 久木川は都市下水道になっておりまして、いわゆる河川法上の河川ではないんです。ですから、まず指定できないというところがありまして、池子川については準用河川になっていまして、池子川とあと山の根橋までの田越川、田越川も途中で準用河川、二級河川から準用河川に変わる部分があるんですけど、その山の根橋までは準用河川なので、指定できるというふうな扱いです。

【松本委員】 今の河川について、ちょっと2点確認させていただきますが。17ページにある指定方針、5章の指定方針の中にも久木川って、あえて入れているんですが、これは県のほうの話じゃなく、逗子市内の話だから、あえて久木川は入れているという認識でよろしいわけでしょうか。

【西之原課長】 当初はということですね。

【松本委員】 当初は。今の都市計画審議会の中では久木川は違う。池子川については準用河川により占用許可基準の中に、入るけれども、久木川は入らないと。私が指摘しているのは、この1冊の中で久木川が入ったり池子川が入ったり、またそれぞれが入ってなかったりをしている状態なので、わかりづらいというのがあって、そこら辺を明確に、わかりやすく表示すべきなのかなと思ったので、それをもう一度教えていただけますか。

【三澤主任】 17ページはなくなります。17ページを消して、この資料4の景観重要公共施設の整備方針にかわるということなので、17ページの存在自体がなくなるんですね。この久木川って、ここに書かれていたのは、この河川が指定できるのかできないのかということのを抜きにして書いていた部分があるので、いわば間違っていたといったところなので、今回景観審議会の中で、河川はとにかく逗子にとっては重要な公共施設なんだから全部指定したいという意見がある中で、最大限指定できる範囲を指定したというのは今回の流れの中でありました。

【松本委員】 そうしますと、先ほど津波の標高表示の例もありましたけれども、久木川については、市の中で気をつけながら、景観に関してですね、調整していかなければいけないと思うんですけども。何分にもまちづくり課さんとは違う課の中で、庁内でのコンセンサスというものは、どうとっていかれるのか。一応参考にお伺いします。

【西之原課長】 市の行う公共施設の整備の中で、いろいろ問題が指摘されるというのはありましたので、そういったところをなくしていこうということで、2年ぐらい前になりますかね、庁内に景観を変化をもたらすような、そういったものについては基本的にはすべてまちづくり

課に御相談くださいということで、文書通知をさせていただいて、それに基づいて行っているというところでもあります。ですから、いわゆる法定とかそういったものではないんですけども、逆に法定で決められないような細かいところまで御相談いただくということにはなっております。ただ、やはりどうしても何か緊急で何かしなければいけないとか、そういったものがやはり出てくると、先ほどの表示のデザインの違いとか、そういったものが出てきてしまったところでもありますけれども、こういった部分がなくなるように、改めて庁内に関してはこの景観のまちづくり課との協議、そういったものをきちんとやっていただくというところを今後とも周知していきたいというふうには思います。

【松本委員】 それでは、庁内調整におきましてお願いしたいと思います。

次に、資料の4のほうに戻りますけれども、逗子海岸周辺道路の個別基準の中ですけれども、今回もう既に既設の津波警報板がこの写真にもありました。あれは一度位置をずらしたりするごたごたがあったかと思うんですけども、あのような施設は今回の改正があれば、ああいった位置をもう一度やり直すとか、そういった話はなくなるのでしょうか、ちゃんと審議をした上で位置も設定できるというふうに思っているのでしょうか。

【西之原課長】 あの表示板に関しましては、設置の例えば御協議いただくとしても、基本的には場所はある程度想定された形で、どういった仕様のものがつくられると、そういった形での御相談はいただくんだらうと思いますけれども、その位置決めそのものについてどうするかというところは、なかなか難しいところはあると思います。実際にはそういった計画があるというのを周辺の住民の方がお知りになってから、いろいろ再協議を求められたケースだというふうに理解しておりますので、事前のところでの周りの御理解を得た位置かどうかとか、そこら辺までなかなかお膳立てを整えて協議してくれというのは難しいのかなという気はいたしますけれども。

【松本委員】 そうしますと、資料6のフローがありますけれども、それぞれA、B、Cのフロー。特にそちらの先ほど、あくまで例に挙げているわけですが、津波警報板のようなものがあつたときには、恐らくこのCフローに、新設ですからなるだらうと思いますが、ここの中に地域の意見聴取というのはないというふうに見てよいのですか。

【西之原課長】 地域の意見聴取というのを前提として協議していただくということにはなりません。そういった公共がつくる施設ですから、その施設の機能とか、そういったものを考えて場所も設定されるというふうには思います。ただ、もしその個別の案件でそれが景観上、そ

こでなくてもということがあれば、協議の中で御提案させていただくということはあるかもしれませんが、そういった意味ではまず場所の協議をきっちりやってとか、そういったものは今のところは想定されておりません。

【松本委員】 そうしますと、個別基準の中にすべての区域、1、2、3すべてありますけれども、地域のシンボルとして地域計画の質を向上させるものというものがすべてに書かれていると思うんですが、これは色で言えばダークブラウンじゃなくて、やっぱり白じゃないかとか、やっぱりダークブラウンじゃなくて、そこは赤い橋がいいんじゃないかというあたりの判断というのは、この景観審査委員会の専門家委員さんたちがいわば判断するでしょうけれども、ただ、地域のシンボルとして地域の景観の質を向上という話は、やっぱりそこに地域に住んでいる方が議論に入らなければ、何か腑に落ちない気がするわけです。ですから今、課長がおっしゃったように、景観審議会委員会の中で、やっぱりこれは地域の意見を一定聞いたほうがいいんじゃないかとかいうあたりの提案が、運用上入れていくことが可能なかどうか。今この段階ではどうなりますか。

【西之原課長】 今この景観法の枠組みの中で求められているのは、やはり基準的なもののわけですね。どちらかという、今のお話は、計画策定に至るいわゆる合意形成ですとか、事業を進める手順自体のお話だと思いますので、なかなかこの景観計画の中で決めるというところは難しいのかなというふうには考えております。

【鈴木委員】 他市の事例ですが、やはり公共事業をどういうふうに景観の面で誘導していくかというのは、フローの振り分けが非常に重要になってくるわけですね。私もいくつかの自治体でこういったアドバイザーをしている中では、次年度予算の中でこれがかかりそうだというものが、ある程度想像つくわけですね。そういったところから、じゃあこれはAフロー、Bフロー、Cフローでいきますと振り分けをしていくわけですね。規模の大きなものに関しては、先ほどお話ありました地域のシンボルになるようなものに関して、基本的には公共事業でやる場合には、基本構想で基本計画というものをつくった上で、実施に移っていくので、通常はその部分で大概の場合住民の参加が入るんですね。景観の誘導のプロセスにおいては、そういったところに早いうちに景観の面でこういうことを意識してくださいという、行政のほうから出していく、あるいはアドバイザーとして派遣をされて、その議論の輪の中に入っていき形で誘導していくというのが一番効率的なやり方ではないかというふうに思われます。そういう面で言うと、今回の津波情報板は、むしろ緊急的な整備ということもあって、かなり特殊な事

例ではなかったかというふうに思われます。その他民間の大規模なものについては、当然のことながらまちづくり条例のプロセスと景観条例のプロセスというのを重ねてありますから、民間のものは事前にこの地域で周知をして、いろいろと説明会やった上で景観のプロセスのところへ上がってきますので、そのときに地域側がどういうことを考えているかということは、我々もわかった上で議論することができるわけですね。ですから、同様に公共事業も規模の大きなもの、地域のシンボルになり得るようなものについて言えば、そういった事業についてはきちっと住民の意見を聞くようなプロセスで計画をつくってもらいたいということが大事で、そのプロセスに景観のほうから手を出していくというような内部調整を、ぜひ今後はやっていただきたいというふうに思います。

【松本委員】 また内部調整というのは、県の内部調整なのか、市の内部調整なのか、ちょっとわかりませんが、両方ですね、ぜひやっていただければと思います。例えば東郷橋一つとっても今、石で欄干はつくられていますかね。あそこはやはり東郷橋というだけあって、戦艦「三笠」なので、あそこの支柱は3つの笠のデザインになっていますよね。それから、真ん中には戦艦の砲門のような丸い穴がありますね。あいてるといふあたりなんか、デザイン、物語があるわけですね。これが今先生がおっしゃられたように、基本構想や何かの中でお金優先でやられちゃうと、下田橋みたいに既製品のものみたいにいきなり変わったらすごい悲しいので、そこでお伺いしたいんですが、やはり運用として景観審査会や何かの意見を答申するときに、特にデザインについては非常にお金にかかわってくると思うんです。予算の決定前に何らかの景観審議会、委員会の答申等々にもっていくようなことというのは、どこかできないものでしょうか。つまり、基本構想はいいとしても、基本計画あたりから何らかの答申がないと、やっぱりお金がないからいくらデザインしようといっても、いくら前と同じものにしたいといっても、それは無理よという話に結局になってしまうと思いますので、予算との関連の中で、委員会が何らかの答申を出せるような運用としての可能性はあるのでしょうか。

【上石部長】 今、東郷橋ですね、例を出していただきましたので、本当に私ども逗子のまちの中でシンボリックな公共施設というもの、例えば東郷橋をお話しいただきましたけど、これを架け替えるとかいう場合、私どものほうでは別な制度なんですけれども、今、市民参加制度がございます。市民参加条例とございまして、市民参加のそういった手続の中で、例えばこの東郷橋をやるとしますと、まず原案をつくる。その段階から市民の皆さんに、言ってみれば一緒にワークショップでやって、そして原案をつくって、それでパブリックコメントをかけたり、

あと全市的にさらに説明会をやることも必要でしょうし、そういったような形で市民の皆さんの意見というものをに入れて進んでいくと思われま。そういったことで計画ができて、実際にじゃあ実施しましょうということになれば、それを予算化していく。デザインに工夫を凝らすとか、いろいろなことで予算的にも負荷がかかっちゃうわけですね。負荷がかかるにしましても、そういった中で予算措置をしていくという形になるかと思ひますので、繰り返しますが、そういったシンボリックなもの、これはもう市民参加の中で十分住民の皆さんの意見を聞いていくという制度を運用していくということになるかと思ひます。

【松本委員】 よくわかりました。最後に、田越川・池子川の区域3の自然になった護岸について、自然になじむ素材感がある仕上げという表現があるんですが、非常にこれ御苦勞されたんだらうなというのがにじみ出ています。まあ希望からすれば植生護岸といいましようか、水辺の生物、水辺の鳥といったものがそこに生息できるようなものを田越川でしたら田越川全部つくってほしいなと思うわけですが。県としてはそんなお金ないよという話の中で、恐らくこんな表現でおさまっているんじゃないかと予想されますけれども。具体的には素材感というこの仕上げという中で、植生護岸というものを例えばやりたいということになったら、どこの段階、このフローのどこの段階で市民要望だと、皆さん逗子市行政にかかわるもの、もしくは議会のほうかわかりませんが、どこの段階で言っておけばいいって話になるんでしょうか。ここでもし自然になじむ素材感ある仕上げという話の中に、一応この護岸には、植生護岸が含まれると思ひていいんでしょうか。

【上石部長】 植生護岸を実施するかどうかという、その結論はわきに置くにしましても、私も河川改修をやるとしますと、緊急の場合、これは別にいたしまして、大々的にやるとなれば、その事業をしっかりと決定をして、逗子市として意思の決定をしてやらなければいけない。となりますと、当然にして治水が主になりますけれども、どういった構造にするんだということとは、基本的にそういったことを考えていかなければいけない。そういう中で、植生の護岸とか、そういった考え方もありますから、そういったことも含めまして検討していきますし、これはまた先ほど申しましたような形になると思ひますが、市民の皆様にごういった計画を提示していくということになります。そういう中で市民の皆様のご意見あれば反映できるものは反映していくという形でやっていくと。そういった手順といひますかね、スタイルで事業を進めていくという形になると思ひます。

【松本委員】 ありがとうございます。もう1点だけいいでしょうか。先ほど田越川の準用



河川までは入るという話でしたが、その先の砂防地域が上流にあると思いますが、それは入らないという認識できているんですか。

【三澤主任】 はい、そうです。

【松本委員】 わかりました。ありがとうございました。

【星野会長】 よろしゅうございますか。ほかにもございますか。

【佐藤（英）委員】 資料4に関係してなんですけれども、例えば5-3の個別基準のところに、上のほうの区域1、2、3、全部共通で公共サインが、外観が周辺の景観の違和感を与えないように配慮すべきですとか、色を彩度6以下にすべきとありますけれども、公共サインの場合、いろいろな案内するようなものがあると思うんですが、夜とか見たときに、あまり地味な色ですと、わからないですよ。人によってはわかる人もいます。グレーのような字で書かれたりした場合、非常にわかりにくい。そういうものはどういうふうに配慮、例えばデジタルでネオンとか、そういうデジタル系のもはどういう扱いになるんでしょうか。その辺の検討があったら教えていただけますか。

【三澤主任】 公共サインにつきましては、先ほども質問出たんですけど、個別のデザインとかについての基準がなく、彩度6以下というところにとどまっておりますので、1件1件個別に協議していくことになると思います。先ほど来言っているとおり、彩度6以下というのは必ずしも視認性を阻害するものではないと思っておりますので、十分これでも視認性が確保できるといふふうに思っております。

【佐藤（英）委員】 夜もですか。

【三澤主任】 夜ですか。ですから、それはデザイン上のものとか照明を当てるですとか、そういうところまでの基準は、残念ながら盛り込まれていない。

【佐藤（英）委員】 あくまで自由。

【三澤主任】 自由というか、協議の中で決めていきたい。

【佐藤（英）委員】 市役所が公共施設を管理したときに、夜でも人が来れるようにするというのは、これはもう別の次元の話ですか。それはもう当然そういうふうになると。この規制があるからできないというようなことになると困ると思って。

【上石部長】 具体的な今お話ですと、基本的な考えは、その機能ですとか、皆様にちゃんと認めてもらえる視認性とかですね、そういったもので基本的にはやっていただきます。ただ、その中でどうしても使わなければいけない色合いですとか、それはもうやはり認めざるを得な

いだろうと。しかし基本的には今、示しています色合いですとか、そういったものは、その中でやっていただく、基準の中でおさめていただくと。この機能がなくなってしまつては、これはいけませんけど、その辺のバランスをとりながらやっていくという考えです。

【佐藤（英）委員】 例えば、雨が降っている日に、昼間でも夕方でもいいんですけど、地味な色ってわからないですよ。それが何か、さっきのタイムズさんの例がありましたけど、黄色なら目立つのですぐわかります。これは極端な話です。あまりそういうのも、個別で多分対処されるんでしょうけれども、高齢者の方もたくさんいらっしゃるんで、わかりにくいものをわざわざ案内サインで出すのもおかしいと思いましたので、その辺をちょっと配慮していただきたいと思います。

【鈴木委員】 補足説明をさせていただきますと、ここで言っている彩度6というのは、公共サインのベースの部分ですね。下地の部分。一方で、文字ですとかそういう情報の認識というのは、下地の色と文字の色の違いから生まれます。ですから、明度、明るさの度合いが大きく違うような文字を用いれば、それで見にくくなるということは、基本的にはない。また、公共施設の位置を示すようなサインですから、夜暗いところになかなか設置されるということはあまり考えにくい。そうであれば、例えば山の中にぽつんとあるような看板であれば、そのほとんどが案内、国土交通省であるとか、そういったところが設置する案内標識ですので、そういったものにガイドラインがあります。そこで明度を、差をきちっとつけるようなガイドラインに基づいてデザインされたと思います。なおかつ、彩度6という基準がありますけれども、これはその範囲内でもおさまるような基準だというふうに認識していただいて結構です。また、公共サインでももう少し細かい内容があるもの、地図であるとか文字であるとか、そういったものがありますね。そういうものについては残念ながら逗子市はガイドラインを持っていません。それは、近隣で言いますと、横須賀市であるとか茅ヶ崎市といったところでは、公共サインのガイドラインというのをつくっておきまして、そこで文字の大きさであるとか、書体であるとか、そういった細かいところについて統一した基準を設けています。ただ、神奈川県下で言うと、そういった基準を持っている自治体というのは、必ずしも多くはない。ですから、逗子市の中でもなるべくそういった多数の所管がありますけれども、そこで統一した基準をつくって、見やすく、内容をわかりやすく伝えるような努力を今後はする必要があるんじゃないかというふうに思います。

【星野会長】 よろしいでしょうか。大分時間も押してきましたので、まだ御発言いただいて

ない方で御意見がありましたら、ちょうだいしたいと思います。

大体よろしいでしょうか。それでは、ちょっと私から確認ですが、本日の諮問事項は、景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準についてです。これについては冒頭に事務局からの説明があり、その後、松本委員からの質問でなお明確になっておりますが、具体的には資料1の17ページ、これが旧来のもので、それを資料4に置きかえていくということであり、これについての御意見を伺うのが本日の会議の趣旨だと思います。

それに関しての私の認識では、今日ちょうだいした御意見は、御質問、御要望であって、資料4について変更を求める類の否定的な御意見はなかったように思います。そこで、事務局には皆様の御意見のなかで取り組み可能なものがあつたら取り入れてもらいたいということ要望したうえで、原案に異論ないと市長に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

**【松本委員】** 先ほど部長のほうから、逗子市の公共建築については、さまざまな市民参加の意見を聴取する制度が、確立していると。ただ、今回の話は県レベル、もしかすると134号線は国レベル。そういった中で、運用の中で結構ですので、地域への意見聴取を何らかの方法で、しっかり聴取して、その上で景観審査会の委員会なり何なりの判断ができるように、運用面での工夫というものが必要だというような内容をお願いできればと思います。

**【星野会長】** それも御要望の一つとして、事務局には可能な限り取り込んでいただきたいとします。

それでは、私のまとめで異議なしとのお声をちょうだいしましたので、事務局と私とで答申をまとめまして、市長に提出したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

最後に、その他なにか、事務局からございますか。

**【森川次長】** 事務局から何点か報告がありますので、お時間をいただきたいとします。

それでは、2点ほど事務局から報告をさせていただきます。まず、今お配りしましたものは、前回の都市計画道路の見直しの答申をいただきましたので、その関係で御報告いたします。前回の審議会で審議いただきました都市計画道路の見直し方針(案)につきましては、去年、平成25年12月19日付で星野会長から市長に答申をしていただきました。お配りしたものはその写しでございます。方針案につきましては、現在パブリックコメントを実施しておりますので、

その結果につきましてはまた改めてこの審議会のほうに報告等をさせていただきたいと思っております。

2点目が、現在神奈川県都市計画区域全域で線引き見直し作業が始まりました。これにつきましては都市計画法に基づきまして、都市計画区域の整備、開発、保全の方針、それから区域区分、都市再開発の方針などを決定、または変更することで、今回見直しが第7回目という形になります。これにつきましては先日、神奈川県の方から見直しの基本方針、それから基本的基準が示されましたので、これに基づきまして、平成28年度の告示を目指して県下一斉に見直し作業に入るといいう形になります。見直し作業を進めていくわけですが、これは必要に応じまして、この審議会にも報告や付議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。報告は以上2点でございます。

次の審議会につきましては、今、開催日について未定となっておりますので、また必要に応じて日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。事務局から以上でございます。

**【星野会長】** それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思ひます。有難うございました。